

## 市川市青色防犯パトロール実施団体支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、青色回転灯を装備した自動車による自主防犯パトロール（以下「青色防犯パトロール」という。）を行う団体に対し、必要な物品の貸与等の支援を行い、青色防犯パトロールを推進することにより、市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現に資することを目的とする。

### (支援対象団体)

第2条 支援の対象となる団体（以下「支援対象団体」という。）は、次に掲げる要件を満たす団体とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 千葉県知事、千葉県警察本部長、市川警察署長若しくは行徳警察署長又は市長から防犯活動の委嘱を受けた団体又は委嘱を受けた者により構成される団体

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の市長の認可を受けた地縁による団体

ウ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の特定非営利活動法人

エ 地域安全活動を目的として設立された民法（明治29年法律第89号）第34条の法人

オ 千葉県又は市から防犯活動の委託を受けた団体

(2) 市内において自主防犯活動を行っていること。

(3) 原則として週1回以上自主防犯活動を行っていること等、継続的な青色防犯パトロールの実施が見込まれること。

(4) 不審者の発見その他青色防犯パトロールを実施しているときに発生が予想される事態に適切に対応できると認められること。

### (支援の内容)

第3条 市長は、青色防犯パトロールを行う団体に対し、次に掲げる支援を

行う。

- (1) 千葉県警察本部長の青色防犯パトロールを適正に行うことができる旨の証明を受けるための支援
  - (2) 青色回転灯、パトロール表示ステッカー、腕章その他の青色防犯パトロールの実施に必要な物品の貸与
  - (3) 犯罪の発生状況その他の青色防犯パトロールに関する情報の提供
  - (4) 青色防犯パトロールに関する研修の実施
  - (5) 市、千葉県警察本部及び青色防犯パトロールを行う団体間の連携の機会の提供
- (支援の申請)

第4条 支援を受けようとする団体は、市川市青色防犯パトロール支援申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 団体概要調書(様式第2号)
  - (2) 自主防犯活動概要書(様式第3号)
  - (3) 誓約書(様式第4号)
  - (4) 青色回転灯を装備しようとする自動車の自動車検査証の写し
- (支援の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、支援をするか否かを決定し、市川市青色防犯パトロール支援可否決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 前条の規定による支援の決定を受けた団体(以下「支援団体」という。)は、青色防犯パトロールを実施するときは、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 千葉県警察本部長から交付を受けたパトロール実施者証(生総発第1138号平成16年11月25日千葉県警察本部長通達別記様式第7号)を携行すること。
- (2) 青色回転灯は、回転式の構造のものを使用し、自主防犯活動に用い

る自動車に1個又は1体のみ装備すること。

- (3) 青色防犯パトロールの実施時以外には青色回転灯を点灯させないこと。
- (4) 自主防犯活動に用いる自動車の車体に団体の名称及び青色防犯パトロールを実施中である旨を明確に表示すること。
- (5) 千葉県警察本部長から交付を受けた青色回転灯装備車標章を後方から見えるように掲示すること。
- (6) 千葉県警察本部長が認めた地域以外では実施しないこと。
- (7) 配達、通勤等の私的な業務を兼ねて実施しないこと。
- (8) 自らの団体の宣伝等を行わないこと。

(報告)

第7条 支援団体は、年1回以上市川市青色防犯パトロール報告書(様式第6号)によりその活動状況を市長に報告するものとする。

(支援の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援の決定を取り消すものとする。

- (1) 支援団体が偽りその他不正の手段により支援の決定を受けたとき。
- (2) 支援団体が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 支援団体が第6条の規定に違反したとき。
- (4) 支援団体が市長の指示に従わないとき。
- (5) その他市長が支援をすることが不適當であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援の決定を取り消したときは、その旨を当該支援団体に通知し、貸与した物品の返還を求めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。